

幼児教育の利用者向け お知らせ

郡山市こども育成課 TEL 024-924-3541
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号(郡山市役所西庁舎3階)
郡山市ウェブサイト <http://www.city.koriyama.fukushima.jp>

平成29年度 郡山市保育料（利用者負担額）

教育標準時間利用の保育料（利用者負担額） 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）

子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）を利用する場合の1号支給認定子どもの保育料（利用者負担額）です。なお、新制度へ移行しない幼稚園等は各施設で保育料を決定します。

階層区分		月額
1	生活保護世帯	0円
2	市町村民税非課税世帯 (均等割のみ課税世帯含む)	0円
3A	所得割額77,100円以下の ひとり親世帯等	1,600円
3	所得割額77,100円以下	7,900円
4	所得割額211,200円以下	13,000円
5	所得割額211,201円以上	18,000円

※保護者の所得に応じて決定します。
※公立の施設と私立の施設で共通の額です。
※年齢に関係なく保育料は一律です。



世帯の所得に応じて保育料(利用者負担額)を決定



父母の市町村民税所得割額を合算して階層区分を決定します。

市民税所得割額の算定では、住宅借入金等特別税額控除額、寄附金税額控除額、配当・外国税額控除額などの適用はありません。

また、父母の課税や収入等の状況により、同居の祖父母等の市民税所得割額も合算して決定する場合があります。

8月までは前年度、9月からは当該年度の市町村民税所得割額で算定



4月から8月までは平成28年度市町村民税所得割額で、9月以降は平成29年度所得割額で階層区分を決定します。

所得状況により、9月からの階層区分が変更となる場合があります。

平成29年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
平成28年度の市民税で算定					平成29年度の市民税で算定							
平成27年中の所得					平成28年中の所得							

ひとり親世帯等の軽減、多子軽減

ひとり親世帯等の軽減

該当世帯	軽減内容
次に該当する第3階層の世帯 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> ①母子世帯及び父子世帯 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当、障害基礎年金等を受ける世帯 </div>	月額 1,600円に軽減 H29 拡充

多子軽減

該当世帯	軽減内容
(1) 第3階層のひとり親世帯等で、 年齢を問わず兄弟が1人以上いる世帯	◆入所児童が2人目以降の場合 該当児童の保育料は無料
(2) 第3階層のひとり親世帯以外で、 年齢を問わず兄弟が1人以上いる世帯	◆入所児童が2人目の場合 該当児童の保育料を1/2の額に軽減 ◆入所児童が3人目以降の場合 該当児童の保育料は無料
(3) 上記以外の世帯で、 年少から小学校3学年までの範囲内の兄弟が次の施設 に在学、入所等している世帯 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> ①小学校又は特別支援学校 ②幼稚園 ③認定こども園 ④認可保育所 ⑤小規模保育事業等 ⑥特別支援学校幼稚部 ⑦児童心理治療施設 ⑧児童発達支援及び医療型発達支援を利用 </div>	◆入所児童が2人目の場合 該当児童の保育料を1/2の額に軽減 ◆入所児童が3人目以降の場合 該当児童の保育料は無料

第一子保育料無料化・軽減

該当世帯	軽減内容
世帯の第一子が入所している市町村民税所得割額133,000円未満の世帯 ※ 保育料の未納がある場合を除く ※ 保育料が無料の第1階層、第2階層は除く	◆所得割額48,600円未満の世帯 該当児童の保育料は無料 ◆所得割額133,000円未満の世帯 該当児童の保育料から月5,000円軽減

◎第一子保育料無料化・軽減に該当する場合は、毎年度、軽減手続きの書類提出が必要です。

留意事項

保育料等	<ul style="list-style-type: none"> ・教育標準時間利用分の月額保育料です。預かり保育利用分は含まれません。 ・各施設により、バス利用代、給食代、行事代などの実費徴収費や上乘せ徴収費がかかることがあります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯状況が変わった場合など、年度の途中で保育料が変更になることがあります。ただし、該当年度を越えて変更はできません。 ・保育料の決定に必要な書類が未提出の場合や市民税の申告が未申告の場合は、保育料が最高額で「仮決定」となります。必要書類が提出等された後に、改めて保育料を「本決定」します。 ※1月1日時点で郡山市外にお住まいだった方は、父母等の住民税の所得割額が分かる書類（課税証明書等）が必要です。



次のような場合は、こども育成課へ御連絡をお願いします。

- 住所や氏名の変更があった場合
- 世帯状況等の変更（父母の離婚・婚姻、世帯員の変更等）があった場合
- 施設を退園する場合
- 市民税が未申告の場合 等